

KIPSカードの年会費は、会員特約第5条をご確認ください。

2025年12月9日改定

KIPSカード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと近鉄グループホールディングス株式会社(以下「近鉄GHD」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●KIPSカード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社および近鉄GHD(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)と本特約に基づく会員資格(以下「KIPS会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、KIPS会員資格も当然に喪失するものとします。
2. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、カード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 近鉄GHDは会員に対し「KIPSポイントサービス規約」に定める「KIPSポイント」を付与するものとし、カード会社が提供する「グローバルポイント」は付与されません。

第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

Visa、Mastercard® どちらか一方お持ちの場合(*1)	本人会員	1,375円(初年度年会費無料)
	家族会員	1名様につき 440円※
Visa、Mastercard® 両方お持ちの場合(*2)	本人会員	1,650円(初年度年会費無料)
	家族会員	1名様につき 715円※

*1 Visa、Mastercard®どちらか一方お持ちの場合、2年目以降の年会費は本カードでの本人会員・家族会員のショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度のショッピング利用代金の合計金額が50,000円以上の場合、本人会員・家族会員ともに次年度の年会費が無料となります。

*2 Visa、Mastercard®両方お持ちの場合、2年目以降の年会費はそれぞれのブランドのカードで本人会員・家族会員のショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度のショッピング利用代金の合計金額が50,000円以上の場合、本人会員・家族会員ともに次年度の年会費が無料となります。どちらか一方のブランドのカードで本人会員・家族会員のショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度のショッピング利用代金の合計金額が50,000円以上の場合、ご利用いただいたブランドのカードのみ次年度の年会費が無料となります。

※家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせてのご請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

【KIPS PiTaPaカードをお持ちいただいた場合の年会費について】

KIPS PiTaPaカードをお持ちいただいた場合、前年にKIPSカードで本人会員・家族会員のいずれかのショッピング利用が1回以上あれば、次年度のKIPSカードの年会費が無料となります。ただし、Visa、Mastercard®両方お持ちの場合は、KIPS PiTaPaカードを追加いただいたブランドのKIPSカードで本人会員・家族会員のいずれかのショッピング利用が1回以上あれば、KIPS PiTaPaカードを追加いただいたブランドのみ次年度のKIPSカードの年会費が無料となります。

KIPSカード「個人情報の取扱いに関する特約

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはKIPSカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. 本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで近鉄グループホールディングス株式会社(以下「近鉄GHD」といいます。)に提供し、近鉄GHDが会員管理、会員向けサービスの提供、宣伝物や印刷物等の営業案内を送付するために利用することに同意するものとします。
 - ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
 - ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
 - ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。
2. 会員等はKIPS参加企業のうち個人情報を利用する企業(以下「会員情報利用企業」といいます。)がそれぞれの正当な事業活動の範囲内で、会員向け特典の提供および会員等に対し宣伝物や印刷物等の営業案内を送付するため、前項に定める個人情報を共同利用することに同意します。
3. 会員情報利用企業は、個人情報を厳正に管理し、本条第2項の目的以外には利用しないものとします。なお、会員情報利用企業の名称、所在地、電話番号はホームページで確認いただけます。
4. 本条第2項の個人情報の共同利用における管理責任は近鉄GHDが有するものとします。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条第1項、第2項の利用目的に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、近鉄GHDに中止を申出した場合、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、本特約末尾記載のKIPSコールセンターにご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は近鉄GHDに対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。近鉄GHDに開示を求める場合には、本特約末尾記載のKIPSコールセンターにご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、近鉄GHDは、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第5条(業務委託先への預託に関する同意)

会員等は、会員情報利用企業が、第2条第2項に掲げる目的のため、個人情報について保護措置を講じたうえで、業務の全部または一部を第三者に委託する場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第6条(本特約の改訂)

本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員等が本カードを利用したときは、会員等は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。

特約末尾記載事項

1. お問合せ窓口

本特約に関する会員情報の開示、訂正、削除請求等についてのお問合せは、下記までお願いします。

KIPSコールセンター

〒543-8585 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

電話 0570-020-383

2. 会員情報利用企業

会員情報利用企業の名称、住所、電話番号はホームページでご確認いただけます。

<https://www.kintetsu.co.jp/group/Kips/>

3. 個人情報の共同利用における管理責任者

近鉄グループホールディングス株式会社

〒543-8585 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号